

高知県省エネ型機器購入支援事業 参加店舗募集要領

高知県（以下、「県」という。）では今年度、エネルギー価格の高騰を踏まえ、省エネ性能の高い家電製品等の購入を支援することにより、家庭におけるエネルギー費用負担の軽減及び温室効果ガスの削減を図ることを目的として、「省エネ型機器購入支援事業」を実施します。

この要領では、本事業に参加する家電製品等の販売を行う県内店舗の募集に当たり、必要な事項を定めます。

1 事業概要

事業主体	高知県（林業振興・環境部環境計画推進課）	
事業実施主体	こうち省エネ家電等購入応援キャンペーン事務局 （以下、「事務局」という。）	
キャンペーン名称	こうち省エネ家電等購入応援キャンペーン（第2弾）	
キャンペーン内容	購入対象期間中、対象店舗において、対象製品（新品）を1回の購入につき2万円（税抜）以上購入し、自らが居住する高知県内の住宅に設置した者に対して、購入額（税抜）に応じた支援金を交付する。	
対象者	高知県内に居住する者（個人）	
事業期間	【購入・設置対象期間】 令和6年5月8日から令和6年8月31日 【支援金交付申請受付期間】 令和6年5月8日から令和6年9月9日	
対象となる製品	エアコン 統一省エネラベル星2以上 電気冷蔵庫 統一省エネラベル星2以上 温水・給湯機器 エコキュート 統一省エネラベル星4以上 ガス給湯機器 統一省エネラベル星3以上 テレビ ※19v型未満のテレビは対象外 19v型以上 38v型以内 統一省エネラベル星3.5以上 39v型以上 統一省エネラベル星2以上 LED照明器具 統一省エネラベル星4以上	
支援金額	購入金額合計（税抜）	交付する金額
	2万円以上 5万円未満	5,000円
	5万円以上 10万円未満	10,000円
	10万円以上 15万円未満	20,000円
	15万円以上	30,000円

2 キャンペーン対象店舗となる要件について

キャンペーン参加店舗となるための登録申請を行うに当たっては、次の（ア）から（ク）の要件を満たす必要があります。

- （ア） 高知県内に所在する実店舗（営業所等を含む）であること。E C店舗等は対象外とする。
- （イ） 対象製品に省エネラベルを表示し、顧客の生活環境等に応じた家電製品の選び方等についてアドバイスを行うとともに、省エネ性能等について適切に案内すること。
- （ウ） キャンペーンの実施に必要な手続き（広報宣伝、消費者への説明、申請補助や助言等）を行うこと。
- （エ） キャンペーンに関して不正が疑われる状況等を覚知した場合には、速やかに県及びキャンペーン事務局に報告すること。
- （オ） 本要領及び別途定めるキャンペーンの実施に係る加盟店マニュアル等に従うこと。
- （カ） キャンペーンの実施に関連する法令、条例等（特定家庭用機器再商品化法等）を順守すること。
- （キ） 県（事務局）からの求めに応じて、申請チケットの配布済枚数を報告すること。
- （ク） 県の web 版「環境パスポート」への登録を促すこと。

3 キャンペーンの実施にあたり、参加店舗が実施する事項等

参加店舗の要件に定めるほか、キャンペーンの実施に当たり、参加店舗では以下の事項を行っていただく必要があります。

【支援金の交付に関する手続き】

- （1） 購入対象期間中、自店において対象製品を購入した者（以下、「購入者」という。）に対して、以下の事項を実施してください。
 - ・身分証の提示等により、購入者が高知県民であることを確認する。
 - ・購入者に申請チケットを配付する。
 - ・当該購入に係る領収書又はレシートに押印する等の方法により、キャンペーンチケットを配付したことが確認できるようにする。
- （2） 支援金の交付申請は購入者本人が行うものとしますが、購入者が申請に関してサポートを求めた場合は、店舗において適切に対応をお願いします。
- （3） キャンペーンチケット配付に係る購入製品の返品があった場合は、直ちにキャンペーン事務局に連絡し、対象者の住所・氏名及びキャンペーンチケットの番号を報告した上で、対象となる購入のレシート画像を提出してください。また、返品の際にはキャンペーンチケットも返還していただくようご案内してください。

【その他、キャンペーン参加店として必要な事項】

- (1) 参加店舗登録後に送付するキャンペーン用のチラシ、ポスター、ステッカーを来店者から見やすい場所に掲示する等、事業の周知にご協力ください。
- (2) 本事業の実施に係る苦情・紛争等が生じた場合は、自らその解決に努めるようにしていただきますが、必要な場合は、キャンペーン事務局にご相談ください。

4 キャンペーン参加店舗の登録申請方法について

(1) 参加店舗登録申請の方法

店舗登録申請期間中に、インターネットのキャンペーン特設サイト上で申請してください。

<キャンペーン特設サイト URL> <http://kochi-shoene.jp/>

(2) 参加店舗登録申請期間

令和6年4月8日（月）から令和6年7月31日（水）

※随時受け付けておりますので、キャンペーン特設サイトをご確認ください。

(3) 登録・申請

登録申請のあった事業者について、県及びキャンペーン事務局の確認により適当と認められる場合は参加店舗として登録します。

(4) 申請に当たっての注意事項

・この募集要領をよくお読みいただき、事業内容をよくご理解の上、登録申請を行ってください。

（やむを得ないと認められる場合を除き、店舗登録後の辞退はできません。）

・店舗登録申請は、インターネットによる手続きを原則とします。

・県内に複数店舗をもつ事業者についても、店舗ごとに登録申請を行ってください。

（複数店舗をまとめて申請することはできません。）

・参加店舗登録が完了した店舗様は、順次キャンペーン特設サイトへ掲載いたします。

5 参加店舗登録後の手続き

・参加店舗登録後、キャンペーンの趣旨及び内容並びに参加店舗において行うべきこと等を説明するマニュアルを送付しますので、熟読の上、内容について十分に理解した上でキャンペーンに参加してください。また、不明点などがあ

る場合は、下記コールセンターに問い合わせる等により、確実に 疑問を解消するようにしてください。

- ・キャンペーン特設サイトには、購入者向けの F A Q（よくある質問）を掲載しておりますので、適宜確認し、事業実施の参考としてください。

6 対象店舗の登録取消し

次のいずれかに該当する対象店舗があることが判明した場合は、速やかに県に報告し、県が指示した場合は当該店舗の登録を取り消すものとします。

- (ア) 法令、条例等に違反している場合
- (イ) 登録申請において虚偽の内容があることが判明した場合
- (ウ) その他、対象店舗として不相当と認められる場合

7 問い合わせ先（参加店舗向け）

本事業の実施や、参加店舗の募集に関する問い合わせは、「こうち省エネ家電等購入応援キャンペーン」参加店舗専用コールセンター（以下、「コールセンター」という。）において対応します。

【コールセンター電話番号】 050-5526-9453

【コールセンター対応時間】

- ・令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火） 受付時間：10:00～19:00 ※平日のみ
- ・令和6年5月1日（水）～令和6年9月30日（月） 受付時間：10:00～19:00 ※土日祝日含む